

平成23年度 決算特別委員会（危機管理防災部）

発 言 者	発 言 要 旨
井上（航）委員	<p>1 9月議会に東日本大震災で、市町村が被災地支援等に要した経費を支弁する補正予算が提出されていた。平成22年度決算では、県が支援に要した費用はどこに計上されているのか。</p> <p>2 資料4の83ページの自主防災組織について、組織率の算定方法を教えてほしい。また、自主防災組織を組織化するだけでなく、機能の充実に努めるべきと思うが、どのような対策を講じているのか。</p>
消防防災課長	<p>1 資料7の132ページにある救助費の平成22年度支出額約8,880万円のうち、被災県への見舞金が1,800万円、被災者受入れなどに係る費用が7,050万円である。</p>
危機管理課長	<p>2 自主防災組織の組織率は、総世帯数に対する組織化されている地域の世帯数の割合である。自主防災組織数は、平成23年4月1日現在で、4,806団体である。自主防災組織のリーダーを対象に、救出救助訓練、炊き出し訓練などの2日間の講座を開催し、リーダーの養成を通じて組織の活性化を促進している。また、自主防災組織活性化のための補助制度もある。</p>
井上（航）委員	<p>被災者受入れなどに係る県の支出分は、国から補填されるのか。</p>
消防防災課長	<p>災害救助法に基づいて求償しており、国から被災県を通じて補填されることになる。</p>
井上（航）委員	<p>いつ補填されるのか。</p>
消防防災課長	<p>国は3回に分けて補填することとしており、1回目の求償分は、早ければ年内に、被災県を通じて本県に補填される。</p>
井上（航）委員	<p>確認だが、平成22年度の支出に係る国からの補填は、平成23年度決算に反映されるのか。</p>
消防防災課長	<p>平成23年度決算に反映される。</p>